

北海道八雲町議会

事績1 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

【議会基本条例制定】

地方分権の推進により、自立的な自治運営を支えるために、議会の役割はますます重要となっている。

こうした時代の要請に応えるため、「わかりやすい議会」の運営に努め、「開かれた議会」を目指すとともに、町民を代表し、独立した機関として政策の決定、その監視と評価を行う機能を果たし、更に、政策立案機能を高め、資質の向上を図りながら議会改革を推し進めていく必要がある。

八雲町議会では、議会が変われば行政が変わるという自負を持ち、町民と協働し、町民の幸せにつながるまちづくりを目指し、町民の負託に全力で応えていく決意で、平成25年9月に「議会基本条例」を制定した。制定にあたっては、町民意見交換会やパブリックコメントを実施したほか、特別委員会においても時間をかけて議論を重ね、前文の「書き出し」については、なぜこの条例を作ったのかという初心を忘れることなく、議会の決意や熱意を揺るぎないものとし、常に変化していくという覚悟を表現している。

~~~~~（書き出し部分）

八雲町議会は変わります。

「議会は何をやっているのかわからない。議員はなにをやっているのか見えない。私たちにとって議会は遠い。」という町民の声を沢山聞いてまいりました。

私たちは今、その声に応える決意で議会基本条例を制定します。

~~~~~

また、「変わります」の意味合いについては、サンデー議会の実施など、議会活性化のために多くの取り組みを実践してきたこれまでの精神を継承し、課題に確実に向き合い、時代に合ったより良い議会に向けて一層発展させようとするものである。

具体的には、議会報告会や一般会議の義務付けなど積極的な姿勢への転換、自由討議の導入など、議会内からの改善、そして改革事項の着実な実践と検証を繰り返すことで大きく変わっていくものとしている。

事績2 住民に開かれた議会

【議会報告会の開催】

議会の活動に関する情報公開を徹底し、説明責任を果たすとともに、町民の意見を議会活動に反映させることなどを目的として、平成25年9月に議会報告会実施要綱を制定し、平成26年4月に第1回の議会報告会を開催した。

また、「議会報告会」という名称が堅苦しいとの意見があったことから、議会広報及

び町のホームページにて募集を行い、親しみやすい名称へ改称したり、報告内容に関して、常任委員会の活動がわかりにくいとの意見があったことから、議会活動の中で常任委員会の活動を大きく取り上げる等、町民により一層参加してもらえるような運営を行っている。

議会報告会で町民から出た意見等については全体で集約し、議会広報で町民にも周知しているほか、町政に関する意見については町理事者へ通知している。

◆開催実績

平成26年度：6回開催 79人

平成27年度：8回開催 69人

平成28年度：4回開催 37人

平成29年度：4回開催 54人

平成30年度：4回開催 80人

【一般会議の実施】

町政の諸課題に柔軟に対応するため、町民団体等と自由に情報及び意見を交換する一般会議を開催するため、平成25年9月に一般会議実施要綱を制定した。

開催方法は、町民団体または議員から議長へ申込書を提出し、議会運営委員会及び全員協議会にて審査のうえ決定する。

平成26年9月から19回開催しており、平成29年には町民からの意見を受けて、文教厚生常任委員会の中で「子育て支援に係る政策提言書」を町長・副町長へ提出した。